

「太田道灌を大河ドラマに！放映を実現する運動」実施に関する協働事業協定書

伊勢原市（以下「市」といいます。）と太田道灌を大河ドラマに！推進準備実行委員会（以下「実行委員会」といいます。）は、「太田道灌を大河ドラマに！放映を実現する運動」（以下「事業」といいます。）の実施に関し、次のとおり協働事業の協定を締結します。

1 事業の目的

伊勢原市にゆかりのある文武両道の鑑太田道灌を2020年東京オリンピック開催時にNHK大河ドラマで放映することで、伊勢原市をはじめ、関係する地域（関東、静岡）などの地域振興及び観光振興を図り、オリンピックに呼応した「伊勢原のまちおこし」に寄与する。

2 協定の目的

本協定は、事業の実施にあたり、市と実行委員会との間の関係や役割分担、相互協力の内容などを定めるものです。

3 協働に関する原則

市と実行委員会とは、協働の精神に基づいて、お互いに次の原則を遵守します。

- (1) お互いが対等かつ協力的な関係を保つよう心がけます。
- (2) お互いの立場を理解・尊重し、自由に意見を交換できる関係をつくります。
- (3) お互いの活動を理解し、その主体性・自主性を尊重します。
- (4) 個人情報の保護に考慮しながら、協働の過程や結果等の情報を公開し、市民の理解を得るように努めます。
- (5) 多様な市民の意見を集め、中立性・公平性を担保します。
- (6) 一定の時期に事業の効果を検証・評価し、改善を行うとともに、事業の継続の可否についても検討します。

4 役割と責務

(1) 市の役割と責務

ア 情報提供

市は、実行委員会に対し事業の実施に必要な情報の収集、提供及び公開をします。

イ 分担業務

- i 事業実施のための会場の確保に協力します。
- ii 市広報や市ホームページにより、事業の周知を行います。
- iii マスコミへの情報提供を行います。
- iv 市民ぐるみの取り組みとするため自治会連合との仲介をします。
- v 本事業実施にあたって、助言やアドバイスを行います。

ウ 報告書に関すること。

市は、実行委員会が作成した報告書等の内容を真摯に検討し、市政に活かすよう努めます。

(2) 実行委員会の役割と責務

ア 情報提供

実行委員会は、市に対し事業の実施に必要な情報の収集、提供及び公開をします。

イ 分担業務

- i 事業の目的を達成するため、事業を総括します。
- ii 事業実施のため他団体や関連自治体との連絡・調整を行います。
- iii 事業実施のため市民の協力を得て、署名活動を進めます。
- iv 事業実施のための組織運営を図ります。
- v 事業実施のための宣伝活動を行います。
- vi NHKとの陳情・折衝を図ります。
- vii 事業実施のため講座や集いを行います。
- viii その他、事業開催に関わる全てを行います。

ウ 経費の負担

実行委員会は、事業に掛かる費用を負担します。

エ 情報公開

実行委員会は、事業実施の経過・内容・成果などについて、より多くの市民の目に触れるように広く一般に情報公開や情報提供をします。

オ 個人情報の保護

実行委員会は、事業を実施する上で知り得た情報のうち、プライバシーに関するものなどについては、市の個人情報保護条例に基づいて個人情報の保護を行います。

5 相互の連絡調整

市と実行委員会は、相互の連絡調整を円滑に行うため、適宜、連絡調整会議等を開催して協議します。

6 協定の有効期限

本協定の有効期限は、平成30年3月31日までとします。

7 報告書の提出

実行委員会は、事業終了後60日以内に市に対して事業完了報告書を提出するものとする。

8 事業の評価等

市と実行委員会は、事業の実施後に事業の評価を行います。

9 その他

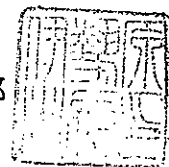
本協定に定めのない事項で、事業を実施する上で必要と認められるものについては、市と実行委員会が協議して定めるものとします。

平成29年 6 月 5 日

(市)

伊勢原市田中3-4-8番地

伊勢原市長 高山 松太郎



(市民活動団体)

太田道灌を大河ドラマに！推進準備実行委員会

実行委員長 三上 利栄

